

村落の社会組織に及ぼす相給支配の影響

小野寺 淳

- | | |
|------------------------|--------------------|
| I はじめに | III-2 三村の社会組織の特色 |
| II 相給村落における二つの支配形態 | IV 小井戸の行政組織と社会組織 |
| II-1 坪分け型相給村落—三村— | IV-1 小井戸の村落景観と行政組織 |
| II-2 居家入り交じり型相給村落—小井戸— | IV-2 小井戸の社会組織の特色 |
| III 三村の行政組織と社会組織 | V おわりに |
| III-1 三村の村落景観と行政組織 | |

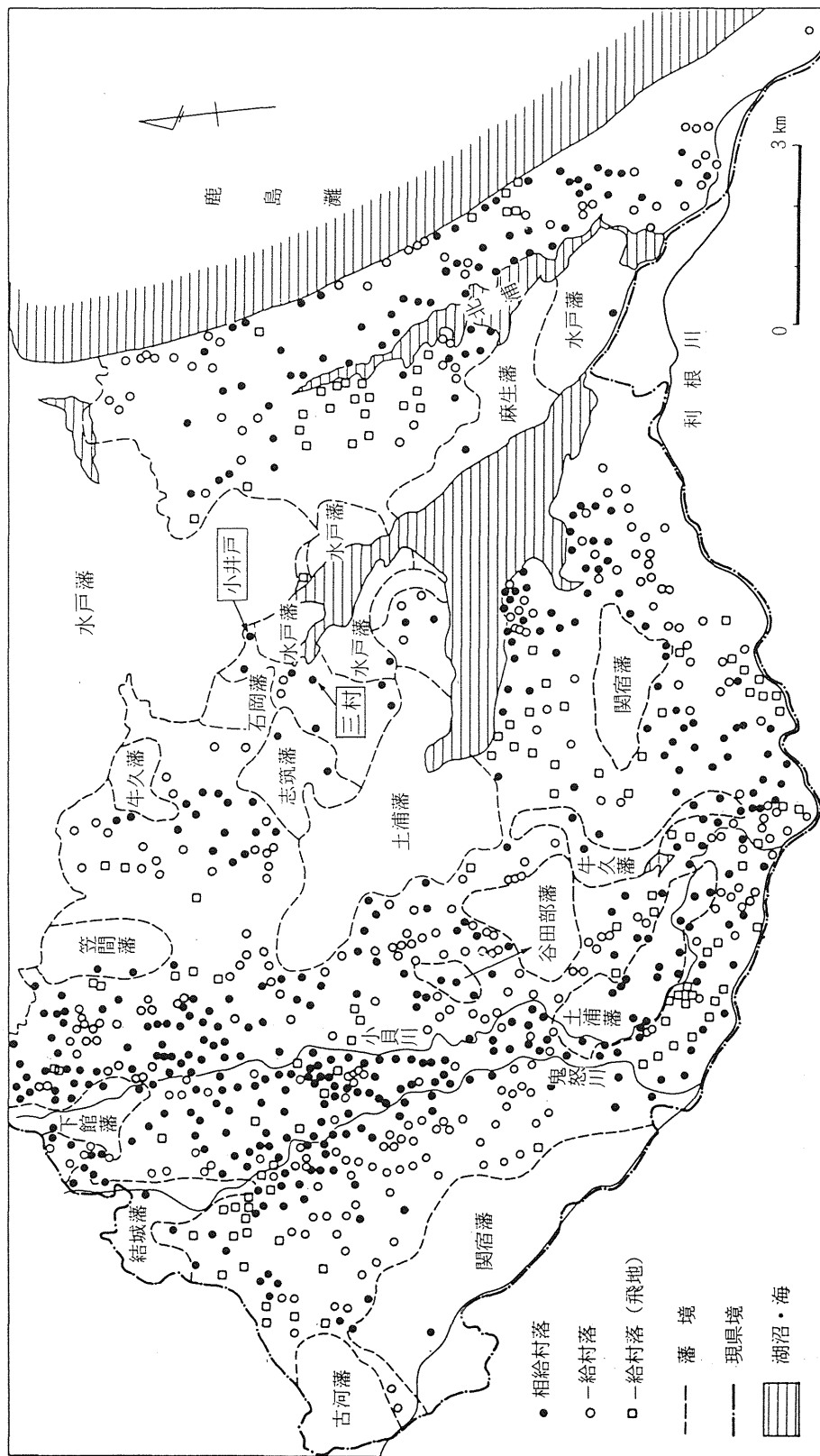
I はじめに

本研究の目的は、近世期における村落の支配形態の相違が、現在の村落内における区・班の行政組織、五人組組織、宗教組織、生産組織などの社会組織に如何に影響を与えているかを明らかにすることである。ここで取り上げる村落は、一村複数支配であった相給村落であり、相給村落における二つの支配形態、すなわち坪分け型と居家入り交じり型の相違が村落内の人間関係とそのまとまりの上に影響を与えているかの検証を試みる。

従来、相給村落の支配や性格については数多くの研究があるものの、いずれも近世期という時間の枠内で論じられており、相給支配が及ぼしたその後の影響については言及されていない¹⁾。また、歴史地理学の研究においては、村落内の社会的人間関係に影響を及ぼす政治的側面を等閑視してきたように思われる²⁾。しかし、相給村落であった集落において聞き取り調査を行うと、相給支配が社会的人間関係のあり方にまで影響を与えている。

相給村落は、江戸時代において一村が複数の領主によって支配された村落である。江戸時代の村落支配は、一村一給支配が一般的であった。しかし、関東、関西、東海地方など、徳川幕府直属の家臣団であった旗本の地方知行地が配置された地域では、旗本の一村知行も存在したが、複数の旗本、旗本と大名、旗本・大名・天領など、複数の領主による知行分けが行われた村落が多い。

茨城県を県北・県南に分ければ、県北はほぼ水戸藩の一円領国であったが、県南は土浦藩の他は、古河藩、関宿藩、結城藩、下館藩、志筑藩、麻生藩、牛久藩などの小藩が多かった。第1図によれば、これらの諸藩領を除くと、天領や旗本の一給村落とともに、相給村落が数多く分布していたことがわかる³⁾。とりわけ、相給村落は鬼怒川と小貝川の流域、霞ヶ浦と北浦の沿岸に集中していた。近世中期、常陸国では346名の中規模な知行高をもつ旗本の知行地が分散して分布していた⁴⁾。



第1図 茨城県南部における相給村落の分布
 (明治初年「旧高旧領取調帳」・「各村旧高簿」より作図)

このような相給村落として、本研究では石岡市三村と小井戸を研究対象村落とした。三村は出島台地の北辺に位置し、現在では恋瀬川を挟んで高浜と接しているが、近世では霞ヶ浦の入り江に面していた。現在の世帯数は603戸、人口2726人（平成2年 国勢調査）であり、明治23年では戸数300戸、人口1829人⁵⁾と、常陸国の近世村落としてはきわめて規模の大きな村落であった。一方、小井戸は霞ヶ浦に注ぐ園部川沿岸に位置し、村の形は南北に長い楕円形をしており、南北両端でも2 kmに及ばない。現在の世帯数は47戸、人口216人、明治23年では戸数33戸、人口206人の小村である。

この対照的な両集落は、ともに相給村落ではあっても、その支配の形態が異なっていた。三村は坪分け型、小井戸は居家入り交じり型と呼ばれる支配形態であった。坪分け型は複数の領主が名請人の居住する坪（小名）単位で分割する支配形態であり、居家入り交じり型は名請人の居住する坪とは無関係に、複数の領主が同程度の持高の名請人を石高に応じて配分する支配形態であった⁶⁾。本研究では、このような相給村落における支配形態の相違が、現在の集落内の行政組織や様々な社会組織の如何なる面に影響しているかを考察する。

II 相給村落における二つの支配形態

II-1 坪分け型相給村落—三村—

慶長7年（1602）の徳川検地では、三村の石高は2137石1斗2升1合であった⁷⁾。この検地の直後、佐竹氏が転封となり、三村は府中石岡藩1万石の藩主となった六郷氏の所領となった。六郷氏支配の三村では、村落内を吹上（32人、326石8斗9升1合）、諸士久保（37人、348石4斗5升9合）、今泉（57人、524石1升2合）、古道（30人、382石6斗2升1合）、城構内（38人、409石3斗3升3合）、新治の内（10人、85石2斗8升6合）、の六つに区分している⁸⁾。三村は、寛永2年（1625）に府中石岡藩主皆川氏（石高2358石8斗5升3合）、正保2年より幕府代官松下八太夫、同4年（1647）より松平伊豆守信綱が府中石岡藩1万5千石の領主となった。この間、第1表に示したように新田開発が盛んに行われ、文禄1年（1592）から寛文3年までに新田高は合計536石8升7合にのぼった⁹⁾。

寛文2年（1662）に、三村は3人の領主によって分郷され、三給の相給村落となった。分郷の方法は坪分け型であり、上郷、下郷、古道、枝郷の四つに区分された。上郷（後久保、城構内、今泉）に居住した名請人の石高の合計は1129石7斗4升3合であり、松平因幡守から元禄13年には府中石岡藩松平播磨守の所領となった。旗本水野虎之助は石高973石8斗1升2合の下郷（吹上、諸士久保）を、旗本深尾八太夫は石高381石4斗8升3合の古道を所領とした。枝郷472石9斗4升7合の内、318石2斗5升4合は水野虎之助に分郷された。枝郷の残り154石6斗9升3合は分村した新治村分

第1表 三村の新田とその開発年

新田名	開発年
上江後田	文禄1年（1592）
新治	文禄4年（1595）
向原	寛永5年（1628）
水内	寛永20年（1643）
正月平	正保4年（1647）
箕輪	慶安2年（1649）
二子塚	慶安2年（1649）
中郷谷	承応2年（1653）
八幡	承応3年（1654）
根古屋	明暦3年（1657）
大塚	寛文3年（1663）

史料) 「三村御用留書之写」(鬼沢輝久家所蔵)

* 以下の2点の文書では、正月平は慶安1年（1648）の開発となっている。

「羽成子海公事目安三通」
「普門寺常春寺地色請供養公事」(大塚繁家所蔵)

となり、旗本末高半左衛門の領地となった¹⁰⁾。

宝永8年(1711)の文書¹¹⁾によれば、府中石岡藩は上郷の他、第1表に示した新田の内、箕輪、大塚、正月平、八幡、水内を、旗本水野氏は下郷の他、新田の中郷谷を、旗本深尾氏は古道の他、霞ヶ浦沿岸の漁村集落であった羽成子、坂井戸、御前山を、旗本末高氏は新田の江子田(第1表の上江後田)・新治・二子塚を支配した。本論末のカラー写真は、このような相給村落における分郷支配の関係を示した絵図である¹²⁾。絵図には、三村・新治村とあるように、寛文2年に三村から新治村が分村した。元禄15年(1702)では、三村の石高は2421石9斗7升3合、新治村の石高は472石9斗4升7合であった¹³⁾。

以上のように、寛文2年以後の三村では、府中石岡藩は後久保、城構内、今泉、水内、箕輪、八幡、大塚、正月平、旗本水野氏は吹上、諸士久保、羽成子、旗本深尾氏は古道、坂井戸、御前山と、各坪を単位として支配していたことが明かである。また、舌状台地先端に位置する六つの坪を、寛文2年より上郷(後久保、城構内、今泉)、下郷(吹上、諸士久保)、古道の三つに区分した点が注目される。

II-2 居家入り交じり型相給村落-小井戸-

小井戸も三村と同様に、慶長7年(1602)の検地以後、府中石岡藩主六郷氏の所領となった。しかし、近世前期の小井戸は元和7年(1621)より幕府代官伊丹氏、寛永元年(1624)より府中石岡藩主皆川氏、正保2年(1645)より2年間は再び幕府代官の支配を受け、同4年より松平伊豆守、寛文元年(1661)より松平伊勢守と領主交代が相次いだ¹⁴⁾。

元禄11年(1698)、すなわち元禄の地方直しにより、小井戸は旗本阿倍氏と石野氏による二給の相給村落となった。この時の検地では、小井戸の石高281石1斗5合6勺のうち、阿倍氏は143石9升3合6勺、石野氏は138石1升2合と、ほぼ均等に分郷された。以後、小井戸は幕末まで旗本の二給支配が続いた。

近世期の小井戸の坪は、上坪と下坪の二つがあった。しかし、小井戸における分郷の方法は坪分け型ではなく、いわゆる居家入り交じり型であったことが第2表・第3表より明らかである。第2表には元禄11年「阿倍八之丞様御百姓田畑反別帳」、第3表には元禄11年「石野重左衛門様御百姓田畑反別帳」¹⁵⁾より、それぞれ阿倍組・石野組の名請人の田・畑屋敷の持高とその屋敷があった坪(小名)を、さらに幕末期に編纂された家系図とでもいべき「小井戸村百姓代々」¹⁶⁾と聞き取り調査によって、名請人の現在までの存続・退転状況を示した。

両表によれば、阿倍組の名請人も石野組の名請人もそれぞれ上坪・下坪の居住者がおり、居家入り交じり型であったことが明かである。名請人の区分は、田・畑屋敷の持高に応じてそれぞれ同程度の持高の名請人を交互に分け、最後に阿倍氏と石野氏の石高の帳尻を合わせるために、それぞれ互いに越石と同様の方法で不足分を他の組の名請人から徴収する方法であった。この方法であれば、各組の名請人の所有耕地は小井戸村の全域にそれぞれ分散することとなり、水害によって特定の耕地が欠損したとしても、どちらか一方の旗本に損失が片寄ることはなかったと考えられる。しかしながら、存続・退転状況に示されるように、小井戸村も近世中期以降には農村の荒廃が顕著となり、人口が減少した。現在では、元禄期から続く家数は半数にも満たない。

Ⅲ 三村の行政組織と社会組織

Ⅲ-1 三村の村落景観と行政組織

第2図は、明治9年(1876)の地籍図¹⁷⁾より、三村の地目別土地利用を復原したものである。三村の村落景観と行政組織は、以下のようなものであった¹⁸⁾。

三村は平坦な出島台地の北辺に位置し、北は恋瀬川を挟んで高浜村、東は石川村、西は新治村、北は穴倉村に接している。村の南部の台地上には畑地、山林、原野が広がっていた。水田は7ヵ所の溜池を水源とする谷津田と、恋瀬川ならびに霞ヶ浦沿岸の低湿地である。

二つの谷津田に挟まれた舌状台地の先端には、天正2年(1574)小田氏によって陥落した大塚常春の居城、三村城があった。ここには、寛文2年以来、上郷(城構内、今泉、後久保)、下郷(吹上、諸士久保)、古道に区分された塊村形態の屋敷地が集合している。また、現在では小字に名を止めるのみであるが、第1表の根古屋新田もここに位置し、上郷、下郷、古道は戦国期の根古屋集落としての性格があったと考えられる。

西の谷津田の先端には長見寿、谷頭には箕輪、東の谷津田の谷頭には八幡の坪がある。霞ヶ浦沿岸の北東部には、羽成子、御前山、坂井戸があり、半農半漁の集落であった。一方、南の台地上には、路村形態の水内、大塚、正月平の新田集落がある。

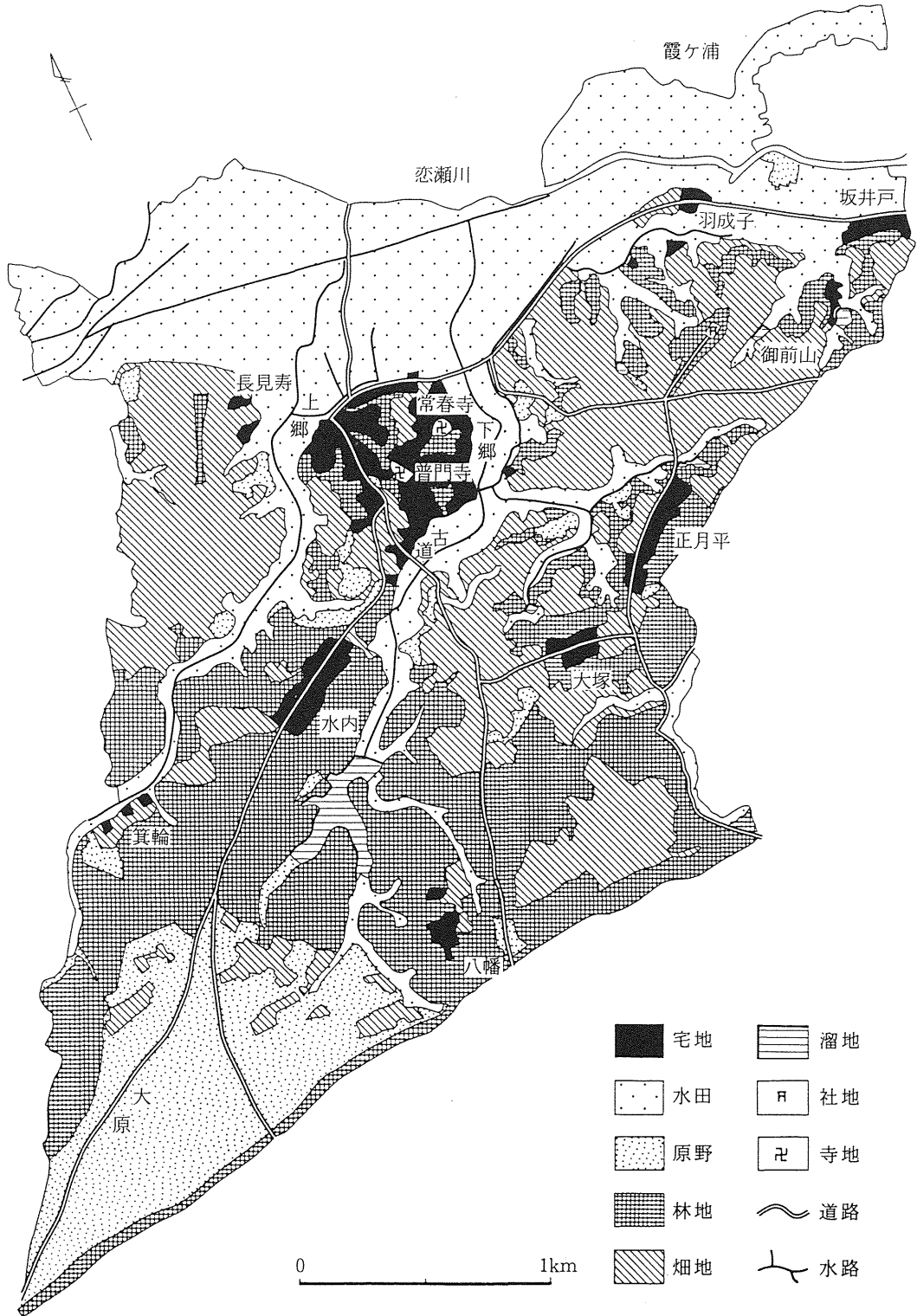
このような坪を単位として、現在、三村は16の区に分かれている。石岡市では、三村の16人の区長を駐在員とし、手当を支給している。駐在員報酬は、均等割3,000円に、1戸当たり700円を区の戸数によって加算する。三村は石岡市に編入される以前は村であったために、16人の区長の中から代表者を選出している。石岡市では、三村の区長会の代表者を駐在主任としているが、駐在員報酬が支給されているために主任手当は支給されない。

平成2年における区別の世帯数は、後久保30戸、新生16戸、今泉16戸、城構内30戸、長見寿23戸、吹上41戸、諸士久保42戸、古道51戸、羽成子58戸、坂井戸31戸、御前山33戸、大塚45戸、正月平24戸、水内(箕輪を含む)84戸、大原59戸である。農家組合も、区単位で構成されている。

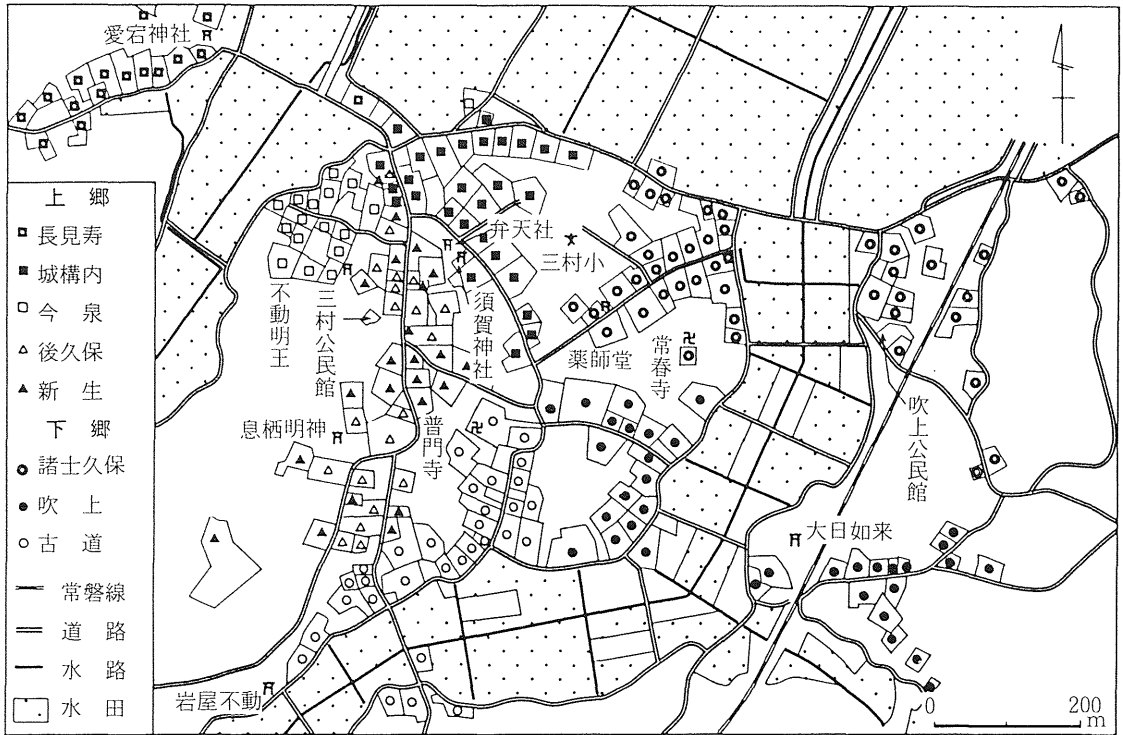
これらの区は近世期の坪(小名)、明治以後の組、戦時中の常会を継承したものであるが、このうち大原は明治39年の開拓集落であり、新生は第二次世界大戦後に後久保区から分離独立した区である。

後久保区では、東京でプロレタリア運動に身を投じて帰村した指導者を中心とする農民(後の新生会)グループが、米の供出量などをめぐって常会長側と激しく対立していた。昭和22年4月の第1回統一地方選挙を目前にした3月、村議会委員候補の擁立に当たり、新生会は後久保区から独立した¹⁹⁾。この独立劇は、近世以来の坪としてのまとまりを崩壊させた。第3図に示したように、後久保区に属する家と新生区に属する家は入り乱れて分布している。このため、行政組織としても不都合な点が多く、両区の統合は現在の重要な課題となっている。

三村の16の区のうち、第3図には、長見寿、城構内、今泉、後久保、新生、諸士久保、吹上、古道の八つの区を取り上げ、各区に属する家の分布を図示した。これら八つの区は、現在では上郷・下郷



第2図 明治前期における三村の土地利用
 (明治9年地籍図より作図, 石岡市立図書館所蔵)



第3図 三村（上郷・下郷）における坪集団の分布
（聞き取り調査により作図）

に二分して呼び慣らされることが多く、上郷は、長見寿、城構内、今泉、後久保、新生、下郷は諸土久保、吹上に古道を加えた区を指している。

Ⅲ-2 三村の社会組織の特色

三村の様々な社会組織の中から、ここでは、近世期の坪分け型支配の影響がみられる宗教組織、青年団組織、レクリエーション組織を取り上げる。

a. 宗教組織

三村には、曹洞宗万隆山常春寺と、真言宗医王山普門寺の2寺がある。浄土真宗の檀家が多い大原区のような例もあるが、三村の多くの世帯は両寺の檀家である。常春寺は三村村主大掾常春の開基であり、一方普門寺は三村が三給の相給村落となった寛文2年に、現在の千代田村西野寺より移転した。両寺における三村内の檀家数はほぼ同数であるが、区ごとの檀家数の割合には明瞭な差異が認められる。

常春寺における三村内の檀家は、下郷の檀家数が40%、上郷が23%、水内が11%を占める。一方、普門寺では、羽成子・御前山・坂井戸の檀家数が36%、上郷が23%、水内が15%、下郷が12%である。このように、常春寺は下郷、普門寺は霞ヶ浦沿岸の坪に多くの檀家を持っている。しかし、府中松平藩領の上郷はほぼ同数であり、近世期の所領と檀那寺には対応関係がない。

神社合祀以後、須賀神社（上宮）と鹿島神社（下宮）の2社が三村の村社となった。明治40年より祭礼日を太陽暦に改め、須賀神社は7月26日、鹿島神社は9月26日が祭礼日と決められた²⁰⁾。しかし、各坪単位にも神社があり、第3図に示したように、長見寿は愛宕神社、城構内は弁天社、今泉は不動明王、後久保は息栖明神、諸士久保は薬師堂、吹上は大日如来、古道は岩屋不動が現在でも祭られている。また、月待講、子安講などの民間信仰も区単位に独立した組織が継続している。

一方、葬儀は本分家と隣組を主体に区単位で行われる。隣組は、古道の場合5組あり、本家筋の多い第1を2組、第2は1組、分家筋の多い第3を2組に区分し、各組は概ね家並順に組分けされている。葬具一式は上郷、下郷ごとに所有し、上郷では三村公民館、下郷では吹上公民館に保管されている。

このように、三村の宗教組織は、檀那寺のように、必ずしも相給支配と対応してはいないが、各区が隣接しているにもかかわらず、区（坪）単位のまとまりが強い。葬儀は本分家・隣組・区、講などの民間信仰や檀那寺も区単位となる例が多い。

これに対して、三村を単位とした組織では、規模が大きいために下部組織を作り、この単位として三村の16の区を四つないし八つにまとめている。この下部組織の単位として、寛文2年以来的上郷・下郷といった単位が用いられる場合が多い。府中石岡藩領の上郷、旗本水野・深尾両氏の下郷という近世期の坪分け型相給村落の影響がみられる。ここでは、青年団組織とレクリエーション組織を取り上げた。

b. 青年団組織

三村の青年団は、昭和45年頃まで活動していた。三村青年団は四つの支部から構成され、上郷青年団、下郷青年団、外郷青年団第1（羽成子・坂井戸・御前山・大塚・正月平）、外郷青年団第2（八幡・水内・大原）があった。上郷・下郷を内郷とするのに対して、近世の枝郷にあたる坪を総称して外郷と称している。青年団には26歳まで参加し、支部対抗の駅伝大会などが開かれた。現在では、須賀神社の祇園祭の時に、三村を単位とした臨時青年団が結成され、祭礼の運営にあたる。

三村農協青壮年連盟は、昭和26年6月に発足した三村農協の協力団体として翌27年に組織された。約10年間活動したが、やがて一種の政治団体へと改編された。この連盟は8支部から構成され、上郷第1支部（城構内・今泉・長見寿）、上郷第2支部（後久保・新生会）、下郷支部、羽成子支部、坂井戸御前山支部、大正支部（大塚・正月平）、水内八幡支部、大原支部があった。当時は、現在の農協の各種生産部会も、青壮年連盟の下部組織として位置付けられていた。

c. レクリエーション組織

昭和50年頃より老人会（老人クラブ）が組織されるようになった。老人クラブは、環境美化クラブなどの社会奉仕活動、教養講座の開催、健康増進活動を行っている。三村には九つの老人クラブがあり、水内の恵比寿（50名）、大原の百寿会（46名）、古道の寿会（41名）、羽成子の羽成子老人クラブ（33名）などは区を単位として組織されているが、上郷の誠老会（59名）、下郷の白寿会（40名）、八幡・大塚・正月平の三和会（30名）は、近世期の支配単位によるまとまりがみられる。

三村では、毎年文化祭とソフトボール大会が開催される。文化祭は三村公民館主催で、区長会によって運営している。ソフトボール大会も区単位で、16チームが参加するが、運営役員は上郷、下郷、外郷より各2名ずつ選出している。このように、レクリエーション組織においても、区を単位としながらも、上郷、下郷、外郷の単位が用いられることがある。

以上のように、三村では坪が行政区の単位となっており、坪ごとのまとまりが強く、とりわけ宗教組織においては坪の独立性が高い。しかし、藩政村としての三村を単位とする社会組織では、上郷、下郷といった近世期の相給支配の区分が踏襲されている。

IV 小井戸の行政組織と社会組織

IV-1 小井戸の村落景観と行政組織

第4図は、明治11年(1878)の地籍図²¹⁾より、地目別土地利用を復原したものである。小井戸の村落景観と行政組織は、以下のようなものであった²²⁾。

村は南北に長い楕円形をしており、東は園部川を境としたが、西は台地の山林であり、隣村の栗又四箇村としばしば野論が起きた。このため、北西部に天王塚、南西部には境塚が築かれ、両塚を結ぶ幅3m程の道が村境となっている。

屋敷地は北に上坪、南に下坪と、二つに分かれていた。上坪は、細井姓、高柳姓が多く、下坪は江橋姓、長谷川姓が多い。すなわち、近世期では両坪とも同族集落としての性格を持っていた。

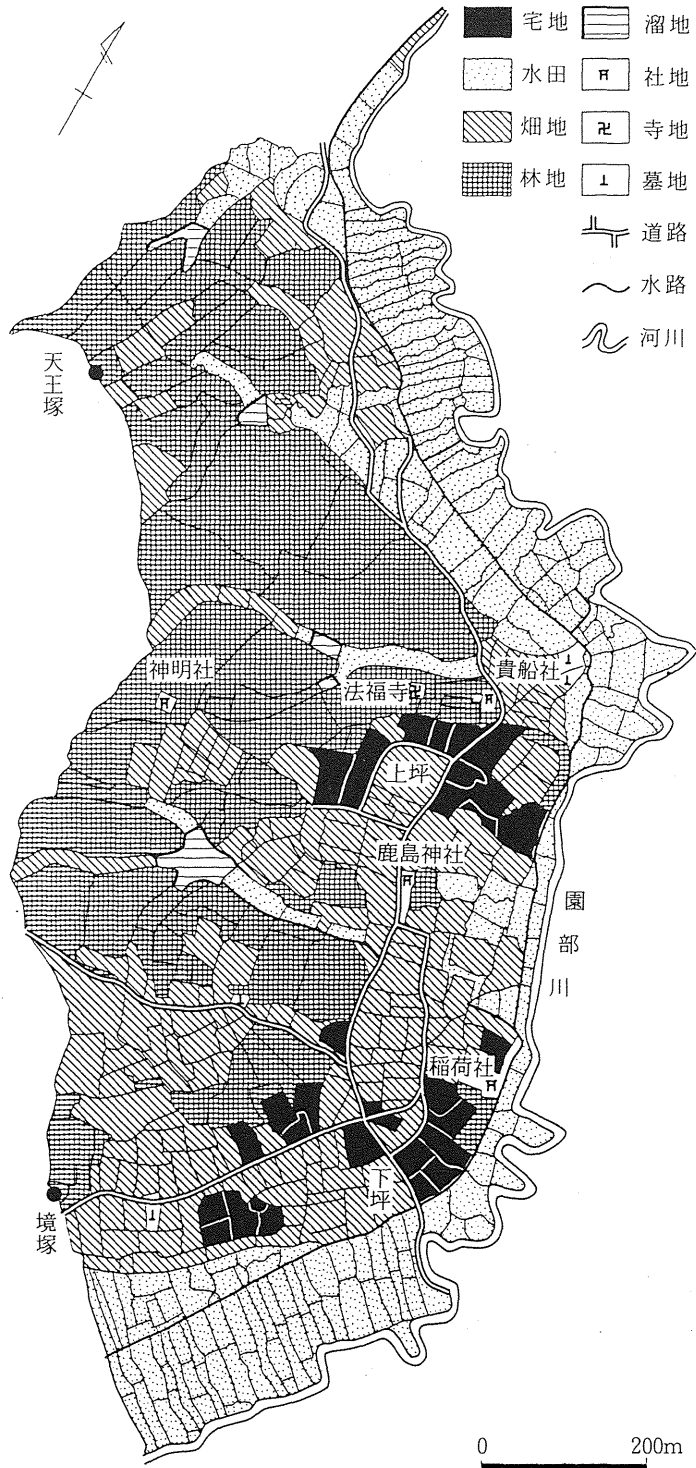
水田は、北から南に流れる園部川の沖積地と、四つの谷津田である。元禄期以前に園部川には堰が設けられ、石高280石余のうち100石余を灌漑した²³⁾。上坪、下坪の周囲の緩斜面は、すでにほとんど畑として利用されていた。水田と畑の面積は、約16町歩ずつであった。

明治4年における小井戸の石高は、288石8斗9升2合であった。明治7年の大区小区制によって、小井戸は石岡町、高浜村、北根本村、中津川村、田中村、大橋村とともに第2大区10小区に編入されたが、翌8年には大橋村との2村で第11大区14小区となった。明治22年の市町村制により、小井戸は高浜町に編入され、昭和28年に石岡町と高浜町が合併した。

現在の小井戸の行政組織は、小井戸区のなかに上坪・中坪・下坪の3班がある。三村とは異なり、坪は班である。しかし、三村の区長は駐在員であるのに対して、小井戸では班長が駐在員であり、区長は駐在主任とされている。石岡市では、小井戸から推薦された区長を駐在主任として任命し、均等割7,000円と1戸当たり100円の手当を支給している。三村の駐在主任は駐在員(区長)の中から選出されるが、小井戸の駐在主任は区長であり、行政文書は区長から班長を通して全戸に配布される。三村では駐在員、小井戸では駐在主任と名称・報酬額が異なるが、同じ区長としての役割を持っている。このため、小井戸の駐在員は班長としての役割しか持たない。

IV-2 小井戸の社会組織の特色

現在の班長の役割は、班内に葬式がある場合に葬儀委員長を勤めるが、区費・班費の集金、行政連絡の伝達(回覧板の配布)などが主な仕事であり、坪は単に回覧板が巡回する単位でしかない。これ



第4図 明治前期における小井戸の土地利用
 (明治11年地籍図より作図, 江橋勇作家所蔵)

に対して、区長個人の役割は軽減されたものの、区長を中心とした小井戸区委員会が区内の様々な社会組織の仲介役を果たしている。

a. 小井戸区委員会

小井戸区委員会は、区長（駐在主任）を代表者とし、現在では会計2名、議長（委員長）1名、坪代表の班長（駐在員）3名、土木委員長1名と委員4名、広報1名の各役員によって運営されている。毎年、正月元旦には総会・新年会が開かれ、区長1名、会計2名、委員10名連記の役員の選挙が行われる。10名の委員の中から、駐在員（班長）、委員長、土木委員、広報が決められる。

現在、区を単位とする組織には、氏子会、護寺会、自衛消防団、水利組合、農家組合、老人クラブ、こども会、こども会後援会があり、加えて石岡市消防団第7分団、石岡東小学校PTA会なども小井戸区委員会と連携して活動している。また、小井戸は高浜農協に加盟しており、小井戸代表理事の候補者も小井戸区委員会によって協議される。これらの組織で行われた会議や事業内容は、小井戸区委員会の広報誌「委員会だより」に掲載され、全戸に配布される。このように、小井戸の様々な社会組織は小井戸区委員会によって統括されており、このために、坪よりも大字（区）、すなわち藩政村としてのまとまりがきわめて強い。

b. 生産組織

現在、実質的な活動を行っている小井戸の生産組織は、農家組合と水利組合に過ぎない。第二次世界大戦以前では養蚕組合（平成2年では2戸）、昭和18年に導入された煙草は26年頃をピークに減少し、平成2年の煙草耕作組合員は4戸となった。また、にら組合、しいたけ組合なども結成されたが、生産が減少するとともに解散した。

平成2年の農家組合員は全戸数47戸のうち43戸である。このため、行政単位の班に即し、三つの班から各1名の役員を選出し、役員相互により組合長を決める。

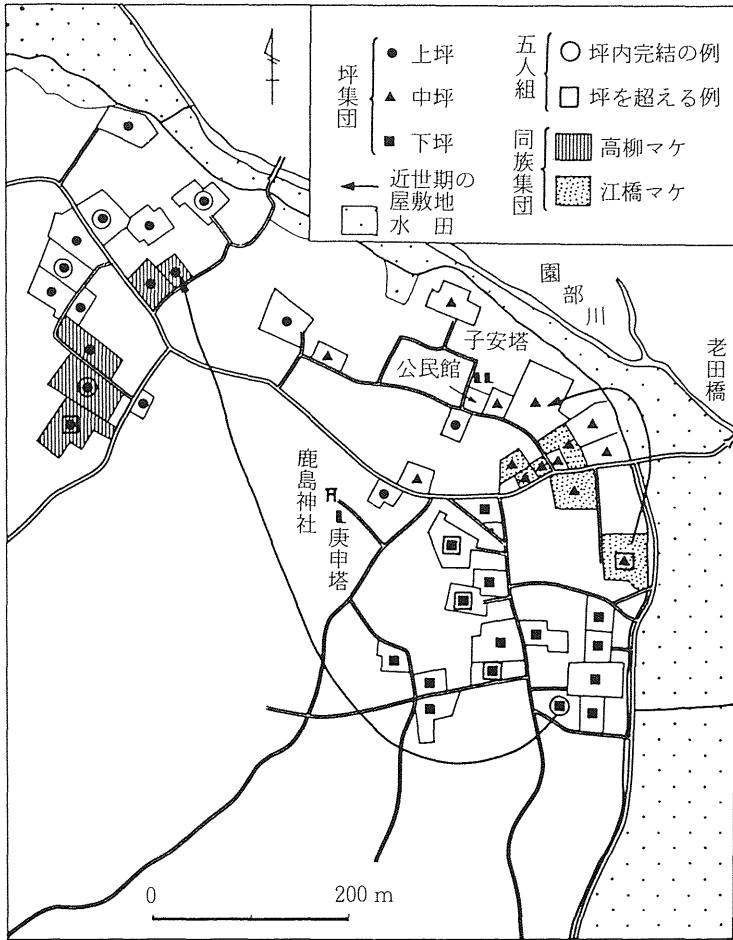
園部川小井戸水利組合は、水門の開閉、老田橋より上流の用排水の維持・管理、ならびに土地改良を行っている。昭和63年より、園部川右岸地区小井戸工区土地改良施設維持管理委員会と名称変更し、組合員27名中6名が他市町村居住者である組合長・副組合長各1名、会計2名の役員が選出され、所有水田面積を考慮して組合員を4班に区分して運営されている。

このような生産組織は、ほぼ全戸が加盟している農家組合を除けば、班単位の組織はなく、むしろ小井戸区委員会との連携で活動している。

c. 宗教組織

近世では、第4図に示したように、鹿島神社、貴船社、稲荷社、神明社と、四つの神社があった。明治13年頃、神明社を除く2社を鹿島神社に合祀した。以後、鹿島神社は村社としての役割を持ち、昭和12年には第5図に示した位置に遷宮された。現在、鹿島神社の祭礼は11月23日に行われる。全戸が氏子会に参加しており、三つの班から各2戸の当家が年番で祭礼を取り仕切る。

小井戸には、第5図にあるように、天台宗の貴船山常光院法福寺があったが、無住の時期もしばしばあったようであり、寛政10年の宗門人別帳では隣村の美野里町中郷にある天台宗永福寺が檀那寺であった²⁴⁾。法福寺は昭和12年に廃寺となり、現在は1戸を除くすべてが護寺会を組織し、永



第5図 小井戸における坪集団・五人組・同族集団の分布
(聞き取り調査により作図)

の各坪単位で組織されている。これは、坪がマケと呼ばれる同族集団によって構成されていることに起因していると考えられる。

d. 五人組組織

平成2年の班別戸数は、上坪16戸、中坪16戸、下坪15戸である。第5図には、三つの班にそれぞれ属する家の分布と、五人組の例を図示した。小井戸の坪は近世期には上坪・下坪の二つであったが、遅くとも大正12年には中坪が一つの組として成立した。中坪の本家・分家関係を調べると、中坪は近世期の下坪の家の一部とその分家、ならびに上坪の家からの分家によって構成されていることが確認できる。

図示した五人組の例は、同一の坪内で完結している例と、坪単位でまとまっていない例を示した。これらの家の先祖を追跡すると、いずれも第3表に示した旗本石野氏の名請人であった。すなわち、居家入り交じり型の相給支配によって、居住地の如何に関わらず、五人組は領主単位に構成されていたことが明かである²⁶⁾。一般的に、五人組は地縁的小集団と捉えられているが、居家入り交じり型相給村落という特殊性によって、小井戸の五人組は必ずしも地縁的小集団とはいえない。

福寺の檀家となっている。

昭和52年、石岡市案を受けて小井戸区では葬儀簡素化規約を作成し、葬儀は班長が葬儀委員長を勤めて班単位に行うよう簡素化を申し合わせた²⁵⁾。換言すれば、この申し合わせは、それ以前に於いては区長が葬儀委員長を勤め、葬儀は区単位で行われていたことを示す。小井戸における葬式は、第5図に示したようなマケと呼ばれる同族集団と地縁的な班(坪)集団に加え、近世以来の支配関係を継承する五人組によって執行される。

小井戸の民間信仰には、子安講、庚申講、山の神講が組織されており、以前には観音講や伊勢講があった。庚申講は現在では上坪のみで行われているが、いずれも基本的には上・中・下

以上のように、小井戸の様々な社会組織の構成においては、民間信仰のレベルにおいては同族集団を母体とする坪が組織の単位となるが、その他の組織においては、小井戸区としてのまとまりが強い。居家入り交じり型相給村落では、地縁的な坪集団の役割が限定され、小井戸区、すなわち藩政村としてのまとまりを継続させていると考えられる。

V おわりに

相給支配であった村落では、近世期の領主を殿様と称して、互いの領主の格の相違を云々することが、現在でもしばしば聞かれる。それは、優越感であったり、連帯感であったりするわけであるが、村落社会の人間関係において、意識の如何に関わらず、少なからぬ近世期の支配の影響を見出すことができる。

近世の三村は、当時の常陸国における藩政村の平均戸数の約5倍近い規模であった。戦国期の根古屋集落を起源とする上郷、下郷と、近世前期に開発された新田集落から構成されていた。新田百姓の母村が不明なため、上郷、下郷と新田集落との関係が明瞭ではないが、聞き取りでは本分家関係が少ない。また、分家が他の坪に出た場合、分家はその坪に帰属した。この点も要因と考えられ、坪単位の相給支配がなされた三村では、坪の独自性がきわめて強いといえる。

坪分け型相給村落であった三村では、基本的に坪を支配単位としていたが、上郷は府中松平藩、下郷は旗本といったように、幾つかの隣接した坪をまとめて支配した。このために、上郷、下郷という区分が何に起因するかは忘れられても、現在でも社会組織の構成において上郷、下郷という区分が継承されている。もちろん、相給支配以前に上郷、下郷の区分があり、相給支配は単にこの区分に基づいたに過ぎないとも考えることもできる。しかし、たとえそうであっても、この区分が相給支配によって、より強く意識された空間の単位となったに違いない。

一方、近世の小井戸は、当時の常陸国における藩政村の平均戸数の約半分の規模であった。この規模の小ささが、小井戸の藩政村としてのまとまりを強くしたとも考えられる。しかし、仮に三村のような坪分け型相給村落であったならば、同族集落である小井戸の上坪と下坪は、坪の独自性を強めたと想定される。

居家入り交じり型相給村落であった小井戸は、上坪も下坪も異なる領主の家が混在した。地縁的小集団とされる五人組も、領主別に編成されたため、上坪と下坪に跨っていた。このために、坪は実質的な地縁集団として機能することが少なかった。また、領主がともに旗本で、知行高が同規模であったため、現在では領主の違いがまったく忘れ去られている。

現在の小井戸の様々な社会組織は、小井戸区委員会という区単位の組織と連携しており、坪の代表者（班長＝駐在員）すら小井戸区委員会によって選出されている。小井戸区委員会は広報紙までも発行しており、三村の坪単位の区よりも、その活動は活発である。

以上のように、坪分け型相給村落の三村と居家入り交じり型相給村落の小井戸における、それぞれの近世期の支配形態を明らかにし、その支配形態が現在の行政組織や社会組織に与えた影響を考察した。これまで、茨城県内の相給村落について幾つか調査を行ってきたが、これらの村落の中では、三

村と小井戸は村落規模、相給支配形態など、両極端ともいえる村落である。しかし、現在の行政・社会組織において、いずれの相給村落もその支配の影響は多かれ少なかれ窺える。このような支配形態と村落社会の関係は、支配を村落社会に対する規制と捉えるのではなく、村落社会の形成に関わる重要な要因のひとつと捉えることができる。

本研究にあたり、石岡市役所、石岡市立図書館、大塚 繁家、鬼沢輝久家、福田 昭家、福田欣次家、江橋勇作家、矢口芳正家、上田有策氏、細井路雄氏の各位に、史料閲覧等でお世話になった。また、英文要旨は中川正先生に御教示をいただき、製図は宮坂和人氏にお願いした。記して謝意を申し上げる。

注・参考文献

- 1) 関東近世史研究会編(1986):『旗本知行と村落』. 文献出版, 337. 本書は関東の旗本知行に関する論文集であり, 巻末には「旗本関係文献目録」が掲載されている。また, 茨城県内の相給村落を扱った論文には, 白川部達夫(1975):常陸西部における分郷支配の解体と村方騒動—明治2~6年筑波郡百家村田畑押領出入を中心に—。立正大学文学部論叢, 52, 29~85. 秋山 悟(1989):旗本相給村落における村運営—常陸国新治郡半田村を事例として—。茨城県史研究, 63, 17~32. などがある。
- 2) 山澄 元(1971):畿内における旗本知行地分布と性格。人文地理, 23-1, 33~73. 他に相給村落を対象地域とした論文に, 浅香幸雄(1976):相州大住郡北金目の村落構造—近世村落構造の研究第6報。地理学評論, 24-7, 17~31. 千葉徳爾(1978):近世中期における駿河中部の地域構造。愛知大学総合郷土研究所紀要, 23. などがある。
- 3) 木村 礎校訂(1969):『旧高旧領取調帳 関東編』. 近藤出版, 564. 「各村旧高簿」, 茨城県史編さん幕末維新史部会編(1969):『茨城県史料=維新編』. 茨城県, 530~647.
- 4) 佐々悦久(1979):常陸国の所領構成と知行所分布。立正史学, 45, 63~102.
- 5) 明治24年「微発物件一覧表」. 内閣文庫所蔵。
- 6) 白川部達夫(1986):旗本相給知行論—石高知行制と村共同体の一視点—。前掲1) 79~130.
- 7) 天明4年「常陸国新治郡三村銘細帳村風土記」. 福田欣次家文書。
- 8) 慶長8年「三村繩高ノ覚」. 矢口芳正文書。
- 9) 「三村御用留書之写」. 鬼沢輝久家文書。
- 10) 「三村高分ヶ帳」. 福田欣次家文書。
- 11) 宝永8年「普門寺常春寺地色請供養公事」. 福田欣次家文書。
- 12) 「三村相給絵図」. 福田欣次家文書。
- 13) 『新編 常陸国誌』参照。
- 14) 「日記見聞録」. 江橋勇作家文書。
- 15) 元禄11年「阿倍八之丞様御百姓田畑反別帳」「石野重左衛門様御百姓田畑反別帳」. 江橋勇作家文書。
- 16) 前掲14) 所収。
- 17) 石岡市立図書館保管。
- 18) 小野寺淳(1985):三村の景観。石岡市史編さん委員会『石岡市史 下巻(通史編)』. 石岡市, 548~566.
- 19) 上田有策(1976):『還暦の告白』。(直筆)
- 20) 明治44年『茨城県新治郡三村是』. 福田昭家文書。p. 84.
- 21) 江橋勇作家所蔵。
- 22) 小野寺淳(1985):小井戸の景観。石岡市史編さん委員会『石岡市史 下巻(通史編)』. 石岡市, 566~588.
- 23) 寛政3年「乍恐以書付奉答上候」. 江橋勇作家文書。
- 24) 寛政10年「常陸国新治郡小井戸村宗人別御改帳」. 江橋勇作家文書。
- 25) 大正12年「葬式手伝貫金控帳」. 小井戸区長引継文書。
- 26) 相給村落における五人組の編成は, 一般的には支配単位であったが, 上総国柄郡中原村では, 支配単位の五人組と, 支配単位を無視した郷五人組が並存していた。川村 優(1988):『旗本知行所の研究』. 思文閣出版, .30~44.

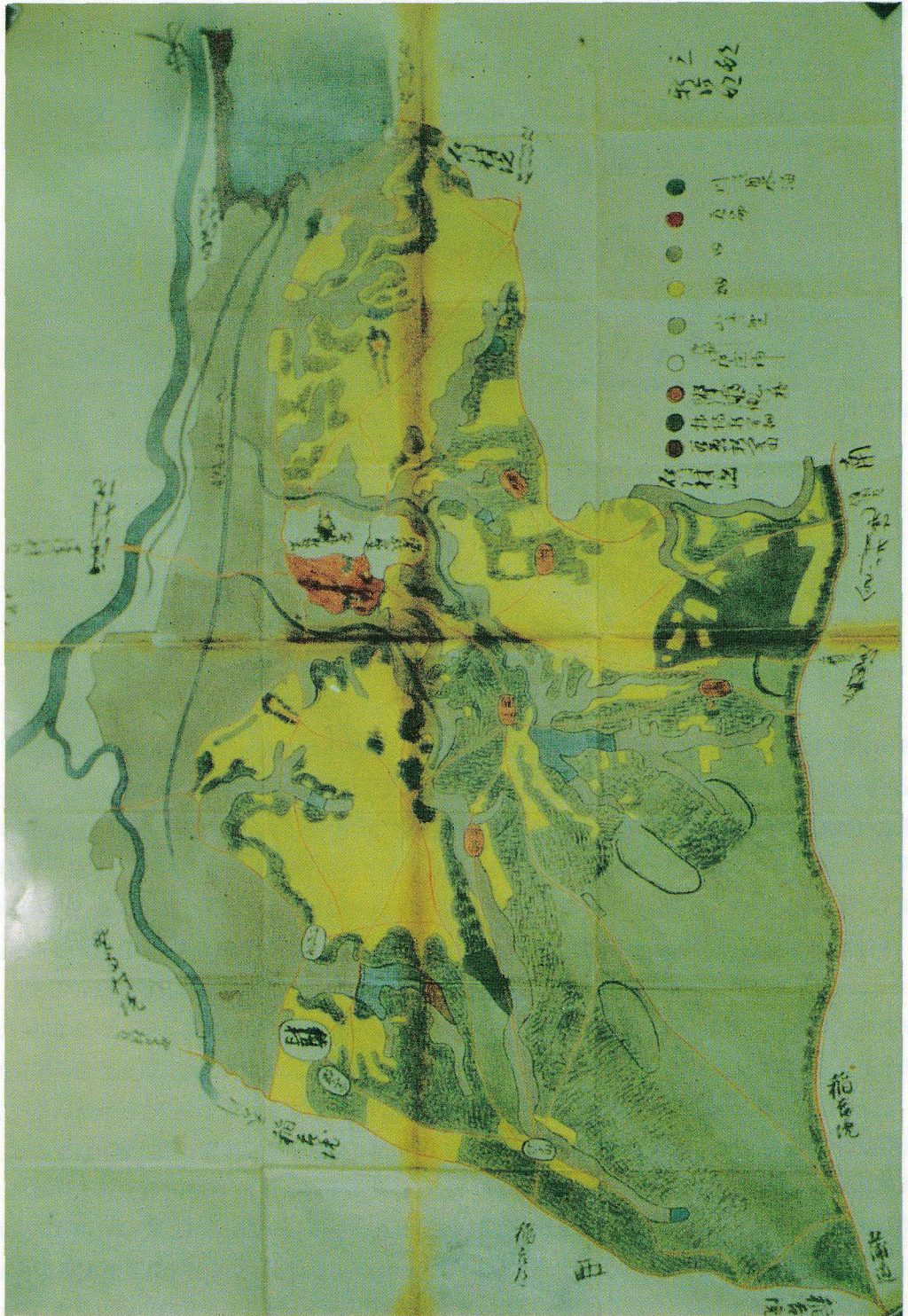
Administrative and Social Organizations of the Communities Originally under Various Tokugawa Local Governments

Atsushi ONODERA

Many villages in Kanto, Kansai, and Mikawa were ruled by the vassals of the Tokugawas. A considerable number of these villages were aikyū villages, which were governed by more than one feudal lords. The purpose of this study is to identify how these aikyū rules affect today's administrative and social organizations of two communities : Mimura and Koido of Ishioka City, Ibaraki Prefecture.

Mimura consisted of 15 subcommunities. The feudal lords organized the village by these subcommunities as units. Seven of these subcommunities, established in the late sixteenth century, cluster together, while others, originated in the mid-seventeenth century, occupy a hill and are called Sotogo. The former subcommunities were organized into Kamigo and Shimogo blocks, each of which had a different lord. As a result, Mimura makes the subcommunity the unit of their administrative organization. Social organizations of one subcommunity is considerably independent of those of the other. When Mimura needs to be united, the subcommunities are organized into Kamigo, Shimogo, and Sotogo, blocks.

On the other hand, Koido were organized into Kami and Shimo. However, these two subcommunities did not correspond to the rule of two feudal lords. The two feudal lords evenly divided the tax of the village paid in the form of rice. As a result, the today's subcommunities are nothing more than the units of folk belief or funeral. Such organizations as Buddhism, Shinto, and irrigation are formed as Koido as a unit. Subcommunities of Koido is much less independent than those in Mimura, while cohesiveness of the whole community is stronger.



三村相給絵図（福田欣次家所蔵）

の「アヌーア (Anuá) と呼ばれる

福井県立大学教育学部地理学教室